（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	第二十七条第一項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十三第二項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
旅客自動車運送事業運輸規則	第七条の二第一項
危険物船舶運送及び貯蔵規則	第百十一条第四項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則	第五十六条第二項、第五十六条の二第三項、第五十六条の三第二項及び第六十条の五第二項
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
特殊貨物船舶運送規則	第二十五条第三項
河川法施行規則	第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	第十二条第一項
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十四第二項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二条の十七の二十
（略）	（略）
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第二十一条の四

（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十三第二項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
旅客自動車運送事業運輸規則	第七条の二第一項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則	第六十条の五第二項
船員労働安全衛生規則	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
河川法施行規則	第二十七条の十一第二項（第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十四第二項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項